

## 2 3 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 福祉事業委員会設置規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 21 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 前条の趣旨に基づき、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）と連携、協調を図り、地域福祉活動を推進するため、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第33条第3項の規定により、福祉事業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第3条 委員会は、第1条の目的達成のため、定款第2条に定める事項を行う。

(組 織)

第4条 委員会は、前条の規定に定める事項を審議するため、委員10名をもって組織し、協議会長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は理事の任期（2年）とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催し、委員長が議長となる。

3 委員会の審議経過については、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。